

6日獣発第296号
令和7年1月8日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について

このことについて、令和6年12月25日付け6消安第5220号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和3年9月に公布された新たな飼養衛生管理基準の内、豚及びいのししの項目10について、本年4月1日から施行されたことに伴い、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを改定するとしたものです。

つきましては、内容を御了知の上、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：岡本
TEL:03-3475-1601
E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

6消安第5220号
令和6年12月25日

各関係団体の長（別記参照） 殿

農 林 水 産 省
消費・安全局動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について

このことについて、別紙のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しておりますので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしく
お願いします。

別記

- 一般社団法人 Jミルク会長 殿
- 一般社団法人 全国酪農協会会長 殿
- 一般社団法人 中央酪農会議会長 殿
- 全国酪農業協同組合連合会代表理事会長 殿
- 一般社団法人 日本乳業協会会長 殿
- 全国農協乳業協会会長 殿
- 一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会会長 殿
- 全国乳業協同組合連合会会長 殿
- 一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会会長 殿
- 日本ジャージー登録協会会長 殿
- 一般社団法人 日本短角種登録協会会長 殿
- 一般社団法人 日本あか牛登録協会会長 殿
- 公益社団法人 全国和牛登録協会会長理事 殿
- 全国肉牛事業協同組合理事長 殿
- 一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会長 殿
- 一般社団法人 日本家畜人工授精師協会会長 殿
- 一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿
- 一般社団法人 家畜改良事業団理事長 殿
- 公益社団法人 日本装削蹄協会会長 殿
- 一般社団法人 日本SPF豚協会会長 殿
- 一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会代表理事 殿
- 一般社団法人 日本養豚協会会長 殿
- 日本養豚事業協同組合理事長 殿
- 一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金理事長 殿
- 一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金理事長 殿
- 一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金理事長 殿
- 一般社団法人 日本科学飼料協会理事長 殿
- 公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長 殿
- 飼料輸出入協議会理事長 殿
- 一般社団法人 日本家畜商協会会長 殿
- 一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿
- 公益社団法人 全国農業共済協会会長 殿
- 全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 殿
- 全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 殿
- 公益社団法人 中央畜産会会長 殿
- 全国農業協同組合中央会会長 殿

全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長 殿
公益社団法人 日本獣医師会会長 殿
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長 殿
協同組合 日本飼料工業会会長 殿
公益社団法人 畜産技術協会会長 殿
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長 殿
一般社団法人 日本養鶏協会会長 殿
一般社団法人 日本食鳥協会会長 殿
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長 殿
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長 殿
国産鶏普及協議会会長 殿
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国養鶏経営者会議会長 殿
日本成鶏処理流通協議会会長 殿
一般社団法人 日本卵業協会会長 殿
全国たまご商業協同組合理事長 殿
全国鶏卵加工協議会会長 殿
一般社団法人 日本伝書鳩協会会長 殿
一般社団法人 日本鳩レース協会会長 殿
日本オーストリッチ協議会会長 殿
日本オーストリッチ事業協同組合組合長 殿
豊橋養鶉農業協同組合組合長 殿
全国精麦工業協同組合連合会会長 殿
全国飼料卸協同組合理事長 殿
全国飼料輸入協議会会長 殿
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長 殿
一般社団法人 全国食品リサイクル連合会専務理事 殿
一般社団法人 食品ロス・リボンセンター代表理事 殿
公益社団法人 日本実験動物協会会長 殿
日本実験動物協同組合長 殿
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長 殿
公益財団法人 畜産近代化リース協会 事務局長 殿
全国肉用牛経営者会議 事務局長 殿

6 消安第 5220 号
令和 6 年 12 月 25 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改訂について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 24 日農林水産省令第 55 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、令和 3 年 9 月に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。その内、豚及びいのししの項目 10 については、本年 4 月 1 日から施行されました。

豚及びいのししの項目 10 の施行に合わせ、飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、別添のとおり改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守指導に際して、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準の参考となるよう、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしく申し上げます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、高橋

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144